

地方公共団体における環境配慮契約に関するアンケート調査について（案）

1. 調査目的

地方公共団体は、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有することから、地方公共団体が自ら率先して環境配慮契約を推進することは、我が国全体の環境配慮契約への転換を促すことにつながるものと期待される。環境配慮契約法第 4 条¹においても地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。

環境省においては、環境配慮契約の牽引役としての役割が期待される地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成 20 年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。本年度も地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握、取り組む上での阻害要因の把握等これまでと同様の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために国に求める必要な措置等に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となるアンケート調査を実施する。

2. 調査内容

（1）調査対象

すべての地方公共団体（47 都道府県、20 政令指定都市、23 特別区、767 市、748 町、184 村。計 1,742 団体（本年 4 月 1 日現在））を対象に調査を実施する。

（2）調査項目

アンケート調査項目案及び設問の概要は、次のとおり。また、具体的なアンケート調査票案は、資料 5 - 2 別紙のとおり。

○ 環境配慮契約法の理解度

¹ 環境配慮契約法第 4 条：「地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする」

- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

表 アンケート調査の設問の概要

問番号	設 問	問番号	設 問
問 1	環境配慮契約法の理解度	問 6	船舶の設計の発注、小型船舶の調達
問 2	環境配慮契約の進展度合	問 6 - 1	船舶の設計に係る契約状況
問 2 - 1	環境配慮契約の進展内容	問 6 - 2	船舶の設計に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問 2 - 2	環境配慮契約に役立ったツール	問 6 - 3	小型船舶の調達に係る契約状況
問 2 - 3	環境配慮契約の効果	問 6 - 4	小型船舶の調達総隻数、環境配慮契約の内訳
問 3	契約方針の策定状況	問 6 - 5	船舶の調達に係る契約の課題
問 3 - 1	契約方針の策定分野	問 7	ESCO 事業に係る契約の取組状況、省エネ工事の実施状況
問 3 - 2	契約方針及び契約実績の公表	問 7 - 1	ESCO 事業等に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問 4	電気の供給を受ける契約の取組状況	問 7 - 2	ESCO 事業等の環境負荷低減効果、光熱水費の縮減効果
問 4 - 1	電気の供給を受ける契約の内容	問 7 - 3	ESCO 事業に係る契約の課題
問 4 - 2	電気の供給を受ける契約の件数・電力量（環境配慮契約の内訳）	問 8	建築物の設計に関する契約の取組状況
問 4 - 3	電気の供給を受ける契約の課題	問 8 - 1	建築物の設計に関する契約の件数、環境配慮型プロポーザル方式の件数
問 5	自動車の購入等に係る契約の取組状況	問 8 - 2	建築物の設計に関する契約の課題
問 5 - 1	自動車の購入等に係る契約の内容	問 9	環境配慮契約に当たっての阻害要因
問 5 - 2	自動車調達台数、環境配慮契約の内訳	問 10	環境配慮契約に当たって参考に行っている情報
問 5 - 3	自動車の購入等に係る契約の課題	問 11	環境配慮契約の進展のために国が実施すべき取組
注： 印は新規追加又は大幅に変更した設問		問 12	環境配慮契約全般に関する意見、要望等